

美術

教科に関する科目

芸術学部 メディア・アーツ学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備 考			
科 目	単 位	科 目	単 位	中1	高1				
絵画（映像メディア表現を含む。）	20	○絵画基礎	2			映像メディア表現を含む			
		○デジタルグラフィックス	2						
彫刻	20	○デッサンA	2	6	6				
		デッサンB	2						
		伝統技法演習（美術系）	2						
		○彫刻基礎	2						
デザイン（映像メディア表現を含む。）	20	○空間・環境造形B	2	4	4				
		メディア構成演習B	2						
		ビジュアルイメージ基礎	2						
		メディア造形演習A	2						
		メディア造形演習B	2						
		コンピュータアート	2	4	4				
		コンピュータグラフィックス3D	2						
		空間・環境造形A	2						
工芸	20	○映像表現研究A	2			映像メディア表現を含む			
		○メディア構成演習A	2						
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	20	○工芸基礎	2	2	なし	鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む			
		メディア・アーツ概論	2						
		造形メディア論	2						
		○美術史基礎	2						
		○メディア表現学	2						
		構成・デザイン原理Ⅰ	2	6	6				
		構成・デザイン原理Ⅱ	2						
		数理構成学	2						
		芸術文化史	2						
		アート アンド テクノロジー	2						
		メディア・アーツ研究	2						
		○現代芸術理論	2						
		美学	2						
		免許状取得に必要な単位数					22	20	

〔備考〕○印は必修科目

* 高等学校教諭（美術）1種免許状を取得する場合の「工芸」（上記の表の免許法施行規則に定める科目）の扱いについて
高等学校教諭（美術）1種免許状を取得する場合には、「工芸」は「教科に関する科目」ではないため、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。